

資料 1 6 - 2

消防防災計画

杉並区立高井戸保育園

(指定管理者：社会福祉法人 東京家庭学校)

杉並区立高井戸保育園 消防防災計画
(指定管理者：社会福祉法人東京家庭学校)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この杉並区立高井戸保育園消防防災計画（以下、「消防計画」という。）は、消防法（昭和23年、法律第186号、大規模地震対策特別措置法（昭和53年、法律第73号）第7条及び児童福祉施設最低基準（昭和23年、厚生省令第63号）第7条に基づき、杉並区立高井戸保育園（指定管理者 社会福祉法人 東京家庭学校）（以下、「高井戸保育園」という。）が管理運営における緊急事態発生時の対応と防災管理について必要な事項を定め、火災、地震その他の緊急事態から入所利用者及び職員の生命、身体の保護及び財産の保全と直接処遇職員等の危機管理対応と体制を図ることを目的とする。

(生命、身体安全の原則)

第2条 災害等の非常事態に際しては、入所利用者及び職員等の生命、身体の安全及び保護を優先して対処することを原則とする。

(職員の非常出勤)

第3条 職員は、休日及び夜間等において、地震に関する警戒宣言（以下、「警戒宣言」という。）が発令されたとき、又は、非常災害が発生したことを知ったときは、速やかに出勤することを原則とする。

(適用範囲)

第4条 この消防計画は、高井戸保育園の管理するすべての建物、施設、設備などの全般を対象にする防火・防災業務と日常の業務中に起こる緊急事態等に適用する。
ただし、借家、借室等で業務をしている場合、その建物を管理する者と事故・緊急事態時に対応した公的な機関・職員等の指示、指導の定めに従うものとする。
2 この規定に定める事項は、入所利用者、職員、その他高井戸保育園に出入りするすべての者に適用する。

第2章 防火管理者の権限及び業務

(防火管理者の権限)

第5条 防火管理者は高井戸保育園長があたり、この計画についての一切の権限を有するものとする。

(防火管理者の業務)

第6条 防火管理者は、次の業務を行うものとし、その責任を負うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火・通報・避難及び避難誘導の訓練と実施
- (3) 消防用設備の点検、整備の実施及び監督
- (4) 建築物・火気使用設備器具等の検査の実施及び監督
- (5) 火気の使用または取扱いに関する指揮監督
- (6) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告・連絡)

第7条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 消防設備の点検結果の報告
- (3) 消防設備の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
- (4) 教育訓練指導の要請
- (5) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

(工事人等遵守事項)

第 8 条 高井戸保育園で工事を行う者は、防火管理者の承認を得なければならない。

(火気等の使用制限)

第 9 条 防火管理者は、火災警報発令時等の火気使用の禁止又は制限を行うことができる。

第 3 章 防 災 機 構

(防災対策委員会の設置)

第 10 条 高井戸保育園園長は、防災管理の徹底を期すため、防災委員会（以下、「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 委員長は、高井戸保育園長があたり、委員は各職種の職員の中から委員長が任命する。

(委員会の任務)

第 11 条 委員会は、次の各号を審議する。

- (1) 危機管理マニュアル及び防災消防計画の策定及び改正に関すること。
- (2) 放火対策の予防対策に関すること。
- (3) 防災管理組織及び自主防衛隊の編成及び活動に関すること。
- (4) 施設及び防災設備の改善又は強化に関すること。
- (5) 入所児童及び職員に対する防災教育及び防災訓練に関すること。
- (6) 防災に必要な食料、飲料水及び医薬品等、生活必需品の備蓄に関すること。
- (7) 入所児童及び職員の避難誘導に関すること。
- (8) その他、防災上必要な事項の調査、研究及び企画に関すること。

(委員会の運営)

第 12 条 委員会は、委員長が召集し、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、おおむね毎月一回開催し、臨時会は委員長が必要と認めた都度開催する。

(防災管理組織)

第 13 条 防災管理組織として、防災管理者、火気取締責任者及び自主点検班を置く。

(防災管理者の業務)

第 14 条 消防法第 8 条に基づく防火管理者は、防災管理者を兼務し、高井戸保育園長があたり、次の業務を統括する。

- (1) 消防計画の関係機関への届け出
- (2) 高井戸保育園内における建物及び諸設備の安全管理
- (3) 放火火災の予防対策
- (4) 消防用設備、避難用器具、機材の整備及び維持管理
- (5) 消火、通報および避難等の訓練の実施
- (6) 火気管理及び火気使用設備器具等の維持管理
- (7) 自主点検班の検査報告に基づく改善計画の策定
- (8) その他防災管理上必要な事項の実施

(火気取締責任者の業務)

第 15 条 火気取締責任者は、防火管理者（防災管理者）の指示により、別表 1 に定める区域の防火管理を行う。

(自主点検班の業務)

第 16 条 自主点検班は、家庭学校における災害を未然に防止するため、諸設備及び機械器具等の点検を行うこととし、その編成及び業務分担は、別表 2 の通りとする。

(点検結果の報告)

第 17 条 各自主点検班長は、点検結果を記録し、防火管理者に報告しなければならない。

第3章 自主防災

(自衛消防隊)

第18条 火災、地震、その他の災害における応急対策を円滑に推進するため、高井戸保育園自衛消防隊を設置する。

2 自衛消防隊の組織及び業務は、別表3の通りとする。

(地震に関する情報の受理伝達)

第19条 警戒宣言発令等の情報の受理責任者(以下、「情報責任者」という。)として、正副二名を置く。

2 情報責任者以外の者が、警戒宣言発令等の情報を入手したときは、速やかに情報責任者に連絡しなければならない。

3 情報責任者は、前条別表の情報班長があたり、法人本部、杉並区、杉並消防署、警察等関係機関との連絡及び情報の収集に努め、その結果を速やかに高井戸保育園長に報告しなければならない。

4 副情報責任者は、前条別表の副班長があたり、情報責任者を補佐するものとする。

5 高井戸保育園が、情報を受領したときは、速やかに職員及び入所児童に連絡するものとする。

(放火予防対策)

第20条 放火予防対策は、全ての職員が、常時、予防環境づくりに細心の注意と努力を払い、その万全を期すことを本則とする。

2. 予防環境づくりに注意すべき主な事項は、次の通りとする。

(1) 敷地内及び建物内への侵入防止措置の点検

(2) 出入口の特定と出入りする者に対する呼びかけ及び監視

(3) 物置、空き室及び雑品庫等の施錠点検

(4) 駐車(輪)場の車及び自転車の施錠確認

(5) 死角となりやすい廊下、階段下及びトイレ、洗濯場等の可燃物の整理整頓及び除去

(6) その他必要な事項

(放火火災警報班)

第21条 高井戸保育園長は、近隣地域に放火火災が頻発し、またその虞れがある場合は、杉並消防署、高井戸警察署等関係機関との連携を密にし、情報を職員に知らせると共に、必要に応じては、警戒班を設置し、その防止に万全を期すものとする。

第4章 避難・救護活動

(避難誘導)

第22条 高井戸保育園長は、非常災害が発生したとき、警報機、放送設備、ハンドスピーカー等を用いて、その状況、避難方法等について、入所児童及び職員に知らせる。職員は入所児童を安全に避難誘導するものとする。

2 避難誘導は、別記高井戸保育園危機管理マニュアルによることとする。

(避難地の設定)

第23条 非常災害の発生時に置ける避難地は、次の通りとする。

(1) 第1次避難地 高井戸保育園園庭・高井戸小学校

(2) 第2次避難地 富士見ヶ丘中学校校庭

(3) 第3次避難地 高井戸東小学校校庭

(保護者への引き渡し)

第24条 入所児童の保護者への引き渡しは、保護者が自ら避難地へ来訪した場合のみ行うものとする。

- 2 高井戸保育園職員は全ての入所児童を保護者に引き渡すまではいかなる理由があっても職場又は避難地を離れてはならない。

(医療救護活動)

第25条 災害時並びに警戒宣言発令時に於いて、入所児童、職員等が疾病、負傷等により病院での治療を必要とする場合は、杉並区災害対策本部(警戒本部)に連絡し、その指示を受けて指定医療機関へ移送するものとする。

第5章 教育・訓練

(防災教育)

第26条 防災管理者は、防災管理の徹底を期するため、職員及び入所児童に対し、地震、火災、その他災害についての防災教育を計画的に行うものとする。

- 2 前項の防災教育は、次の事項に重点を置いて行うものとする。

- (1) 火災、地震、その他の災害についての基礎知識
- (2) 警戒宣言の正確及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3) 地震予知情報が出された場合にとるべき行動に関する知識
- (4) 放火火災の予防対策に関する知識
- (5) 防災対策として現在講じられている対策及び消防計画に関する知識
- (6) 高井戸保育園の消防用設備等についての知識
- (7) 高井戸保育園保有の危険物の性状及び防災設置についての知識
- (8) 職員の防災活動上の位置づけと役割

(防災訓練)

第27条 災害時における入所児童及び職員の生命、身体の安全並びに被害の軽減を図るため、防災訓練を計画的に行うものとする。

- 2 前項の防災訓練は、次のとおり実施するものとする。

- (1) 基本訓練(通報、避難、消火) 毎月1回
- (2) 総合訓練 年1回

- 3 防災訓練にあたっては、必要に応じ、杉並消防署の指導を受けて実施するとともに、杉並区および地域の自主防災組織の行う訓練にも積極的に参加するものとする。

第6章 第2 消防計画

(第2消防計画)

第28条 高井戸保育園における具体的な、かつ詳細な事象別対応及び行動基準については別に危機管理マニュアルを定めるものとする。

- 2 前項の規定は、杉並区立高井戸保育園第2消防計画とする。

(防災関係機関との連携)

第29条 高井戸保育園は、社会福祉法人東京家庭学校、杉並区、杉並消防署、杉並警察署等の関係機関との連携を密にし、防災管理の適正を期するよう努めるものとする。

付 記

この計画は、平成16年4月1日より実施する。

別表 1 火気取締責任者の担当区域及び業務分担表

平成16年4月1日

区 分	火気取締責任者	業 務 内 容
事 務 所	主 査	ガスの元栓確認、電源等の安全確認等、日常の一般的火気管理に関する事。
調 乳 室	栄 養 士	
0 歳 保 育 室	看 護 婦	
1 歳 保 育 室	乳 児 リーダー	
2 歳 保 育 室	乳 児 リーダー	
3 歳 保 育 室	幼 児 リーダー	
4 歳 保 育 室	幼 児 リーダー	
5 歳 保 育 室	幼 児 リーダー	
休 憩 室	用 務 員	
事 務 室	看 護 婦	
給 食 室	調 理 リーダー	

統 括
副統括園 主
長 査